科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 30 日現在

機関番号: 32689 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2016~2017

課題番号: 16K17040

研究課題名(和文)環境法における財産権的アプローチ 温暖化対策と水資源管理の対比による考察

研究課題名(英文)The Approach based on the Property Law toward Enviromental issues

研究代表者

原田 一葉 (Harada, Kazuha)

早稲田大学・法学学術院・助手

研究者番号:10771280

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、国内型排出枠取引を素材に環境法に対する財産権的アプローチの見地から再検討するものである。検討の結果、大気や水といった従来、財産権が設定 されてこなかった環境媒体を財として捉え、その再配分の法を構成することは、既存の法秩序で「営業の自由」として環境に負荷をかけることも自由であると主張されやすい法秩序のもと、一定のメリットがあることが明らかになった。もっとも、この構成は環境汚染権を広範に認めるものではないため、ここでいう財産権とは、大気や水といった環境資源を支配する権利として構成すべきではない点に注意すべきである。

研究成果の概要(英文): The reserch focused on the Approach based on the Property Law toward Environmental issues. The Public Trust Doctrine in U.S. law and EU Emissions Trading embodies the concrete idea of the Approach.

To reallocate the ownership to the environmental assets(such as air or water) is the key concept of the Approach. Under certain conditions such concept is referable in the environmental law in Japan.

研究分野: 環境法

キーワード: 環境問題

1.研究開始当初の背景

1972 年に公表されたハーディンによる「共有地の悲劇」は、大気や水といった環境媒体に私的財産権が設定されていないことに環境問題の原因があるとし、環境問題解決のための所有権概念の再構築の必要性を説く。本研究はこの発想を基礎として「環境媒体に対する財産権設定」により環境問題を解決する制度を構築する場合の法学的要件を定義する。

この発想による環境政策手法として代表的 なのは排出枠取引制度(キャップ・アンド・トレ ード制度)である。キャップ・アンド・トレード制 度とは、その名前が示す通す通り、例えば、 温暖化対策であれば、大気という環境資源の 利用の一形態である温室効果ガスの排出に 上限を付した上で(キャップ)、排出許容量とし ての排出枠の売買(トレード)を認めることによ って、費用効率的な温室効果ガスの削減を実 現するものである。同制度は、「環境問題への 財産権アプローチ」と称されるが、この表現は 法学的に精緻に詰められたものではない。同 制度における排出枠の法的性質を如何に定 義するか、そして、それを財産権とする場合に はその正当化根拠をどう考えるかという点が、 法学者にとっての理論的な関心事となる(松 尾弘「所有権とは何か 開発のための諸刃の

剣」法学セミナー725 号[2015 年]15 頁、吉田 克己=片山直也編著『財の多様化と民法学』 [商事法務·2014 年]、山本顕治「現代不法行 為学における『厚生』対『権利』 不法行為法 の目的論のために」民商 133 巻 6 号[2006] 年1880頁)。また、この排出枠の法的性質とい う問題は、法学上の論争をよぶというだけでは なく、制度を円滑に実施するために実務上の 重要な判断の分かれ目でもある。すなわち、 キャップ・アンド・トレード制度における排出枠 の法的性質の決定にあたっては、制度設計 者は、異なる制度的要請の間のジレンマに陥 ることになる。同制度のトレードの側面 取引 を活性化させることによって実現される費用 効率的な排出削減を重視するのであれば、 排出枠の財産権としての性質を前面に打ち 出した方が好ましいことになる。他方、同制 度を長期間にわたって実施していくにあた っては、制度変更が必要なことが間々あるが、 制度変更の都度、制度対象事業者に補償する ことは現実的ではなく、また環境法政策上好 ましいことでもない。制度変更時の補償の回 避という観点からは、排出枠の法的性質につ いて財産権としての性質を否定する方向も あり得る。

2. 研究の目的

排出枠の法的性質の決定を巡り、有力な 回答を示したのは、排出枠を民事法上の特殊 な「無体財産権」であると定義する学説であ る(大塚直『国内排出枠取引制度と温暖化対 策 どう法制度設計すべきか』[岩波書店・ 2011年1134頁)。この学説は、財産権性を肯 定しつつも、その財産権としての内容を相当 程度限定するという方法によって異なる制 度的要請に答えている。キャップ・アンド・ トレード制度の母国のアメリカ合衆国にお ける酸性雨対策としての同制度において排 出枠は、財産権を構成しないが、同時に保有 や譲渡といったコモンロー上通常財産権が 備えるべき権能が与えられていることと平 仄のあう見解である。このようにキャップ・ アンド・トレード制度における排出枠の法的 性質を巡る議論については一定の研究成果 が見られるものの、2011年に温暖化問題に関 して同制度の採用が見送られたため、従来の 研究成果が実際の制度運用において検証さ れる機会は失われた。また、当然のことなが ら日本においては同制度に関する判例法理 も存在しない。同制度は、長期的に見れば、 日本の温暖化対策・環境法政策にとって重要 であり、実際の運用の下で判例・学説を発展 させている海外の動向を受け止め続け、日本 法で同制度を導入する場合の備えをすること

は環境法学にとって重大な課題であるが、この分野における法学研究は少ない。そこで、本研究は、同制度に関して判例・学説の発展のみられる欧州温室効果ガス排出枠取引スキーム(EU-ETS)に関する判例・学説の分析及び米国における公共信託理論の動向を分析し、我が国の温暖化対策として排出枠取引制度を導入する場合の制度設計のあるべき姿を示すことを目的とする。

3.研究の方法

本研究課題は理論上の問題に主眼をおいていることもあり、初年度に集中的に情報収集を行った結果、現地調査よりも文献分析が有用であることが判明したため、文献分析に主眼をおいて研究を実施した。

4. 研究成果

まず、米国における動向については、州法レベルでの判例分析及び学説の検討が有益であった。同国では多くの州において公共信託理論が採用されていることが知られている。この公共信託理論は、本研究課題がテーマとしている環境媒体における財産権的アプローチの具体化といえるものであり、従来、財産権が設定されてこなかった環境媒体を財として捉え、その管理を市民から信託された州の権

限とするものである。

州憲法によっては大気を公共信託理論に おける対象に含めるところがあること、また、判 例上認容されるに至ってはいないが、気候変 動問題に公共信託理論が適用されると主張し て政策形成訴訟を提起する取り組みが 存在 していることも明らかになった。

次に欧州の動向についても判例・学説の分析を行った。温室効果ガス排出削減のための排出枠取引制度が導入され、定着してきたところである。

EU レベルでの 同制度について欧州司法 裁判所から出された判決及び英国における 一部の判決の検討を通し、排出枠は「一定基 準値を超えた温室効果ガスの排出をした場合 の制 裁を免れる」ということを本質的内容とす る財産権であると構成することが支配的な見 解であることが明らかになった。このように解 することが、大気という環 境媒体を財産権とし て捉える仮説とどのような関係に立つかを整 理することは今後の課題ではあるが、温室効 果ガスの排出は、大気の利用の一形態である ことは明らかであるため、両者は矛盾すること はなく、むしろ親和的な関係に立つと解するこ とができよう。これらの検討の結果を整理し 及び日本法に対する示唆は、「排出枠の法的 性質の更なる検討」として提出予定の博士論

文として取り纏める。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者 には下線)

原田一葉(Kazuha, HARADA)

[雑誌論文](計 0 件)

[学会発表](計 0 件)

[図書](計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕		
ホームページ等		
6.研究組織		
(1)研究代表者		
原田一葉	(Kazuha,H	ARADA)
研究者番号:10771280		
(2)研究分担者		
	()
研究者番号		

()

(3)研究協力者